

愛知県衛生研究所利益相反管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は「厚生労働科学研究における利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理に関する指針」(平成20年3月31日科発第0331001号。以下「利益相反管理指針」という。)に基づき、愛知県衛生研究所で行われる厚生労働科学研究の公正性、信頼性を確保するために、利益相反についての透明性確保及び適正管理に必要な事項を定める。

(疫学倫理審査委員会への付議)

第2条 研究者は、厚生労働科学研究を行う場合、利益相反に関する自己申告書(第1号様式)を愛知県衛生研究所長(以下「所長」という。)に提出する。

2 所長は、自己申告書に該当項目があった場合、利益相反管理審査依頼書(第2号様式)により、愛知県衛生研究所疫学倫理審査委員会設置要綱第2条に規定する委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴かなければならない。自己申告書に該当項目がない場合は、その旨委員会に報告するものとする。

(審査)

第3条 委員会は、前条第2項の規定により意見を求められたときは、当該研究の利益相反について審査するものとする。

(判定の通知)

第4条 委員会は、審査終了後直ちに判定を利益相反管理審査判定書(第3号様式)により所長に提出する。

2 所長は、前1項の審査判定書を受領したときは、当該判定書に記載された委員会の意見を尊重し、速やかに利益相反管理方法を決定し、利益相反審査結果通知書(第4号様式)を研究者等に交付するものとする。なお、委員会が不承認とした研究については、その実施を許可してはならない。

(その他)

第5条 この要綱及び利益相反管理指針に定めのない事項については、委員会で別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行する。

利益相反に関する自己申告書

平成 年 月 日

愛知県衛生研究所長 様

申請者名： 印
 所 属：
 職 名：

愛知県衛生研究所利益相反管理要綱に基づき申告します。

研究課題名

該当事由 (愛知県以外の機関から以下のものを受け取っているかどうかを確認する。)	該当の有無 (受け取っている場合は有とする)	経済的利益関係の 具体的内容・金額等 (有の場合に記載)
1. 給与等	有・無	
2. コンサルタント料や謝金等のサービスの対価 (国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関から受け取る謝金等を除く)	有・無	
3. 受託研究費(研究員受け入れを含む)、研究助成金、 依頼試験料、実験器具等の物品	有・無	
4. 特許実施料収入等	有・無	
5-1. 株式等(未公開株も含む)	有・無	
5-2. 株式配当及び売却益の受領(合計して年間100万円を超える場合のみ)	有・無	
6. その他(公正かつ客観的な研究を困難にするもの)	有・無	

- * 1 申告日より起算して、1年間の活動・報酬について記載すること。
 2 研究継続については、毎年4月末日までに申請書を更新した形で提出すること。
 3 研究実施期間中に新たに利益相反が発生した場合には、6週間以内に修正した申告書を提出すること。

利益相反管理審査依頼書

平成 年 月 日

愛知県疫学倫理審査委員会委員長様

愛知県衛生研究所長

別添のとおり、厚生労働科学研究に係る自己申告書が提出されましたので、愛知県衛生研究所利益相反管理要綱第2条第2項の規定により意見を伺います。

1 研究課題名	
2 研究者所属・氏名	
3 新規・変更の別	

利益相反管理審査判定書

平成 年 月 日

愛知県衛生研究所長様

愛知県衛生研究所疫学倫理審査委員会委員長

平成 年 月 日の委員会で審査した結果、次のとおり判定する。

1 研究課題名	
2 研究者氏名	
3 判定結果	1 承認 2 条件付承認 3 不承認 (研究内容の是正・改善、中止勧告)
4 条件の内容 不承認の理由	
5 その他	

利益相反審査結果通知書

平成 年 月 日

様

衛生研究所長

平成 年 月 日に提出された利益相反審査の判定結果について、次のとおり通知する。

1 研究課題名	
2 研究者氏名	
3 判定結果	1 承認 2 条件付承認 3 不承認（研究内容の是正・改善、中止勧告）
4 条件の内容 不承認の理由	